

## 平成 21 年 2 定 総務政策常任委員会

佐々木委員

公明党県議団を代表して、本委員会に付託されました日程第 1 から日程第 7 の諸議案に対し、以下、数点意見を述べさせていただきます。

はじめに、自治基本条例の課題への対応についてであります。自治基本条例は、さきの 12 月定例会に提案されましたが、市町村への説明不足などの理由から継続審査となったところであります。その後、市町村長に対して説明を行ってきたとのことではありますが、行政だけでなく、市町村議会に対しても十分な配慮をしていただきたいと思います。また、県民投票の制度設計に当たっては多岐にわたる論点がありますが、議会側と行政側で制度に関する課題意識や知識を共有できるよう努めるとともに、議会制民主主義の観点からも、慎重に議論を進めていくことを望みます。常任委員会等で我が会派が申し上げてまいりましたのは、本来ならば、県はまず行政基本条例を制定し、地方分権改革の推進に対応するべく議会基本条例と並立させた上で、それらを包括する条例として、自治基本条例を制定すべしということであります。なお、自治基本条例は、県政運営にかかわる実効性のある具体的な内容を別に定めることとしておりますので、自治基本条例を生きた条例とするために、今後、県民参加を促進し、充実させていくよう要望します。

次に、人事政策の在り方についてであります。

現在、地方分権が大きく進展している中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応できる人材の育成がますます重要な課題となっておりますが、その一方で、厳しい県の財政状況の下、人員削減や職員給与カットなども重なり、職員のモチベーションの低下が懸念される状況となっております。そのため、今後は、職員自らが主体的、自主的にスキルアップを図れるような人材育成制度や、職員の意欲を引き出すようなやる気に基づく人事政策がますます必要になると考えます。先行きが不透明な経済状況の中で、閉そく感の漂いがちな時代でもありますが、職員の皆さんのやる気の出る、本当に県庁の中で活気あふれるような人事制度の構築に向けて、是非しっかりと取り組んでいただくよう要望します。

次に、相模原市の政令市移行についてであります。

相模原市の政令市移行につきましては、県、市で事務移譲等に関する基本協定が締結されて、相模原市議会においても、政令市の実現に関する意見書が決議されました。その後、市から県議会に対して政令市移行の実現に向けた要望もされたところであり、いよいよ、平成 22 年 4 月の政令市移行に向けて国との協議も本格化することが想定されます。そこで、相模原市と地域主権社会の実現に向けて、県と市でしっかりと責任を共有しながら連携していただき、県としても、相模原市の政令市移行に向けて主体性を持って取り組んでいただくよう要望しておきます。

以上、意見及び要望を申し上げ、本委員会に付託されました定県第 104 号議案自治基本条例に対しては修正案に賛成し、修正部分を除く原案について、「神奈川県自治基本条例に基づく県民投票制度の検討に当たっては、間接民主制を基本とした地方自治制度の中で、県民投票が濫用されることがないように、対象事項に合った最も合理的な仕組みとなることを十分に考慮に入れるべきである。」という意見を付して賛成することとし、定県第 104 号議案を除く諸議案に賛成するものであります。